

「生産」指導の時代から「経営」指導の時代へ

—「石黒農政」における農業経営改善指導—

松田 忍

はじめに

一九二〇年代から三〇年代にかけての農政を分析する際に、抜きにすることは出来ないキー・ワードである「石黒農政」。「石黒農政」とはいかなる農政体系であったのだろうか。庄司俊作氏は「農業や農村・農民にたいする深い知識とリアルな感覚」をもとに「現場の生産者、つまり経営的に前進する農民層を切りどころとして政策を展開する」ことこそが「石黒農政的なもの」¹の核心であったと評価している。筆者もこの見解に基本的に同意する。そして、庄司氏は「(石黒は)農林官僚として多くの政策を手がけたが、本領はなんと¹いっても小作問題対策であり、次に昭和恐慌対策としての農村経済更生運動であった」としている。この見解は二〇年代には小作対策が中心課題として扱われ、昭和恐慌・農業恐慌を経て以降、三〇年代の経済更生運動が展開しはじめるという理解を表していると思われ、おそ

らく多くの論者の賛同を得るものであろう。しかし、この見解には若干の補足が必要だと思われる。なぜならば、石黒農政が個別の農家経営・農村経営へとコミットしはじめるのは恐慌後ではないという事実を軽視しているように思われるからだ。たとえば、農林官僚として、石黒と共に政策立案に関与した小平権一の手による石黒忠篤の伝記²には、経済更生部の設立に先立ち、二〇年代には経営問題を取り上げられていたことが記されている。

大正十二年、忠篤が農商務省農政課長の時代に、農業経営の改善という問題が取り上げられた。今日でいえば、構造改善の問題である。個人経営、部分的共同経営、共同経営という三つの形、また個人経営の中でも大経営、中経営、小経営、という三つに類別し、経営改善調査委員会をつくって、それぞれの専門家を委員に上げた。

「経営的に前進する農民層を切りどころにして政策を展開すること」が石黒農政の「核心」だというのであればなおさら、その「経営」を

ダイレクトに改善しようとする石黒の試みが恐慌前にスタートしていることは看過されてはならないのではないだろうか。

この農業経営改善問題が現在までの研究史で軽視されてきたのには一定の理由があると思われる。二〇年代になり急増する小作争議にあわせて打ち出される小作立法が、階級対立を巻き込んで激しい議論の争点を形成したのに対し、農業経営改善事業の遂行は政策の対立を生み出さなかったことがまず挙げられよう。加えて個々の経営を改善するという地道な施策は非常に時間がかかるものであり、二三年は農業経営調査の準備のみでおわり、調査がスタートするのは翌年であるし、また調査の結果、「農業経営の実体が段々明らかとなり」「ようやく農村一般を対象としての経営改善ということに指導の網が広がってくるのは」「ほぼ昭和四、五年以降」となるからである。すなわち、本格的な指導事業の開始時期としては、恐慌期と渾然一体となってしまうのである。

また、農業経営改善事業が農商務省直轄の事業ではなく、帝国農会への委託事業となったことも指摘されねばならない。委託事業となつたのは、この事業の重要度が低かつたことを意味しない。小平によると、その裏には「農業経営の改善をやるにはどうしても官吏でなく、民間の人を参加させるべきだという」石黒の持論があったことが指摘されている。だからこそ、経営改善調査委員会には、民間から、宗像利吉、清水及衛、飯塚半四郎、中込茂作といった「老農」をいれるという新しい試みははかられ、「実際に農業経営をやっている人と、学識経験者で構成した委員会とが正しい」と石黒は考えたのであるが、「役所をつくる委員会とか審議会」では民間人を入れることに抵抗が強く、結局帝国農会に委託することとなったのであった。そし

て、帝国農会幹事岡田温を中心として、系統農会農家経営改善事業は全国展開されることとなる。⁴

試みに、「農業経営改善指導方針の検討等の最高審議機関」であった農業経営審査委員会に集められた人物を表一にリストアップした。まず、農林官僚を見ると、先述の石黒、小平はもとより、農務局の歴代各課長、経済更生部設置以降はその総務課長がメンバーにいれられている。学識者を見ても、横井時敬をはじめとして、那須皓、東畑精一、近藤康男など各期を代表する農学者を結集している感がある。さらには先述したとおり宗像ら篤農家、そして、帝国農会、系統農会から幹事、技師が集められている。小作問題対策に関する議論を闘わせたメンバーとの重複もかなりの程度見て取れるだろう。

経営改善指導事業が二〇年代よりスタートしていたことをあらためて指摘することは「石黒農政」の解明上いかなる意味があるだろうか。小作問題対策と農業経営改善事業が、恐慌前の同時期にスタートしていることが決定的に重要であると筆者は考える。なぜならば、この二つの事業は、論理的にも強く関連しているからである。小作法を制定し、耕作者の権利と地位を確定することは、あくまでも農業経営者の経営と生活を安定させるための前提条件に過ぎない。確定された権利のもとで、個々の経営が改善されてはじめて、農業経営者の福利は増進する。すなわち、二つの事業がセットとなって効果が現れるのではないだろうか。農業恐慌の勃発によって、小作立法の試みが頓挫したため、慌てて経済更生事業という新しい政策を打ち出したわけではないのである。

もとより、二〇年代にスタートする農業経営改善と、恐慌期以降の経済更生事業を一体視することの不当さは認識している。前者は系統

農会を基軸にし、農家をターゲットにした事業であり、後者は、主として産業組合を主軸にした農村更生のための事業計画立案が主体になつてゐるからである。しかしながら、農家であれ、農村であれ、その経営内容をダイレクトに検証し、改善を図つていくという発想を同じくしている点は見逃せない。また、表一で確認したように、経済更生部からも農業経営改善事業へのコミットが確認されているのである。

さて、一九二〇年代以降、「経営改善」ということがキー・ワードとして取り上げられ、「経営改善」が目標として掲げられていくことを石黒周辺の動向から指摘したが、まだ不十分の諷りを免れないであろう。なぜならば、経営改善を農業経営の現場で実現していくのは、経営改善事業にあたる（農会）技術者たちなのであり、彼らがいかなる層となつて存在し、二〇年代以前と以後で彼らが伝えようとした技術が変化していく様を論証しなければ、経営改善事業を持ったインパクトの大きさを説得的に説明できないからである。そこに本稿が書かれるべき理由がある。

本稿では、二〇年代以前に技術者たちが伝えようとした技術（主として明治農法に集約される技術体系）と二〇年代以後に農会技術者たちが伝えようとした技術（主として農業経営の技術体系）の特質に迫りながら、優先されるべき技術が更新されていくさまを描いてみたいと思う。

第一節 農業諸施設の設立

系統農会技術員の問題に触れる前に、そもそも、なぜ一九〇〇年前後という固有の時期に農会の法制化が必要となつたのかについて、ま

ず考えてみたい。法制化には三つの条件が必要であると考えられる。一点目はいうまでもなく、正貨の獲得ないしは流出の防止のために、農産物の増産が至上命題となつており、技術指導団体が必要であつたこと。次に、近世期から老農たちによつて改良され伝えられてきた農法が、近代に入り科学的検証を受けることによつて、取捨選択され、伝えるべき技術が確定、整理されてきたことをあげるべきだろう。そして、三点目としては、情報を享受すべき、農村・農業者の側でも、新しい技術を求める「熱狂」が存在していたことである。順次論じる。

1 貿易状況

まずは、一八九〇年代の米の需給関係について触れる。大蔵省主計局が米の需給予想を立てているので参照する。一八九〇年の統計をもとにして、九二年に出された同局『米価を平準にする方案』によれば、米作付面積の増加ペースが不変であるならば、年々増加する人口の約七割にしか米を供給できないという衝撃的な数字が出されていた。

具体的な計算方法について触れる。七九年から九〇年までの米作付面積増加は年平均一万八七三九町歩であつた。これに同時期の平均反収である一・二九石を乗ずると、二四万一七三三石となり、これが年ごとの増収分となる。一人当年間米消費量は、一・〇九五石であり、この収穫増加分は、二二万七六一人に充てられることとなる。米食率を〇・七と見積り、この人数を〇・七で除すると、三一万五三三三人となり、この人数が年間の増産量でまかなえる、人口増加となる。一方、同じ時期の平均人口増加は年四二万五八八八人であるので、結局毎年約七万人分ずつ米の供給不足が拡大していくのである。

もちろん、反収は年ごとに変化し、豊年、凶年もあるだろう。しか

表一 農業経営審査会委員（歴代）

氏名	職名(農林官僚)	1923	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
伊藤 悌藏	農商務省農務局農産課長	○	○																	
小平 権一	農商務参事官(のち農政課長)	○		○																
石黒 忠篤	農林省農務局長	○	○	○	○															
飯岡 清雄	農商務技師(のち農林省嘱託)	○	○	○	○	○	○													
加賀山辰四郎	農林省蚕業試験場長・農学博士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
渡辺 俣治	農林省農務局農政課農林技師	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安藤広太郎	農林省農事試験場長・農学博士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
柴山 雄三	農商務省農務局農政課長		○																	
間部 彰	農林省農務局農産課長			○	○															
小浜 八弥	農林省農務局副業課長、同農政課長					○					○									
荷見 安	農林省農務局農政課長						○													
赤松 陽一	農林省農務局副業課長、同経済更生部総務課長						○	○	○	○			○							
三宅 登士郎	農林省経済更生部総務課長											○	○							
湯川 元威	農林省農務局副業課長、農政課長											○	○	○	○					
石崎 芳吉	農林省畜産局畜産課長											○	○	○	○	○				
五十子 卷三	農林省農務局副業課長、経済更生部総務課長											○	○	○	○					
見坊 兼光	農林省農務局副業課長農林技師												○	○						
稲葉 泰三	農林省農林技手													○						
田中 長茂	農林省経済更生部総務課長、同農務局農政課長													○	○					
明石 弘	農林省蚕糸局蚕業課長														○					
重政 誠之	農林省農務局農政課長																○			
三浦 一雄	農林省経済更生部総務課長																○	○	○	○
田口 教一	農林省畜産局畜産課長																○	○	○	○
永井 治良	農林省蚕糸局蚕業課長																○	○	○	○
森 肆郎	農林省農務局農産課長																○	○	○	○
西村 彰一	農林省経済更生部総務課長																○	○	○	○
梶原 茂嘉	農林省農務局農政課長																○	○	○	○
崎田 義雄	農林省経済更生部総務課長																○	○	○	○
和田 博雄	農林省調整課長																○	○	○	○
川井 実	農林省経済更生部農林技師																○	○	○	○
近藤次郎彦	農林省畜産部農林技師																○	○	○	○
倉上 晃	農林省農務局農政課長																○	○	○	○
野村 岩夫	農林省農務局農林技師																○	○	○	○
蓮池 公咲	農林省農務局農政課長																○	○	○	○
平川 守	農林省農政局経営課長																○	○	○	○
下山 一三	農林省総務局農林技師																○	○	○	○
氏名	職名(学識者)	1923	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
横井 時敬	農学博士	○	○	○	○															
原 熙	東大教授・農学博士	○	○	○	○															
矢作 栄蔵	帝国農会副会長・法学博士	○	○	○	○	○	○	○	○											
木村 修三	九大教授	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
那須 皓	東大教授・農学博士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐藤 寛次	東大教授・農学博士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大槻 正男	京大教授・農学博士													○						
東畑 精一	東大教授・農学博士													○	○	○	○	○	○	○
近藤 康男	東大教授・農学博士																○	○	○	○
磯辺 秀俊	東大教授																		○	○

氏名	職名(篤農家)	1923	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
飯塚半四郎	篤農家	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
清水及衛	篤農家	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
宗像利吉	篤農家	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
中込茂作	篤農家	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
氏名	職名(帝国農会)	1923	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
山崎延吉	帝国農会相談役	○	○	○																
福田美知	帝国農会幹事	○	○	○	○	○														
増田昇一	帝国農会幹事	○	○	○	○	○	○													
高島一郎	帝国農会幹事	○	○	○	○	○	○	○												
岡田温	帝国農会幹事	○	○	○	○	○	○	○												
吉岡荒造	帝国農会幹事	○	○	○	○	○	○	○												
月田藤三郎	帝国農会副会長・農学博士																			
平田慶吉	帝国農会幹事長・法学博士																			
勝賀瀬質	帝国農会幹事																			
渡辺忠吾	帝国農会幹事長																			
東浦庄司	帝国農会幹事																			
氏名	職名(府県農会)	1923	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
横山芳介	静岡県農会技師	○	○	○																
林義雄	埼玉県農林技師	○	○	○																
佐藤信哉	東京府農事試験場長	○	○	○																
浅沼嘉重	滋賀県農会幹事	○	○	○																
大島国三郎	京都府農会幹事兼技師	○	○	○																

出典：石橋幸雄「農業経営改善並農家経済調査事業の概要」（『帝国農会報』第33巻第9号「農会回顧特輯号」1943年9月）の「農業経営審査会」の項目より作成。なお、この審査会は、1923年に開始され、41年に打ち切られる。職名については、委員就任時における主要なものを記した。

しながら、一八九〇年以降、一〇〇万石を超える米が輸入された年は、九〇年を嚆矢として、九四年、九七年、九八年と続き、一九〇一年からはそれが常態となっていくのであった。さらに〇三年から〇五年に至っては、連年五〇〇万石以上の米が輸入されねばならない非常事態となっていた。まさに、大蔵省推計を裏付ける事態が、現実的に推移していたのであった。

米輸出によって、外貨を獲得する維新期の貿易状況は、はるか昔のこととなり、米貿易は、貿易収支の悪化要因であるだけでなく、食糧供給上の一大問題と発展していったのだ。

しかしながら、大蔵省推計が前提としている「米反収が不変であるならば」という条件については、改善の余地があり、そこに農事改良の必要性が存在した。推計を行うに至った大蔵省の危機意識は、早い時期から末端まで共有され、「熱狂」をまじえながら米の増産へと突進む動きを巻き起こすのであった。

2 地方農談会の「熱狂」

当時の農業者がいかに貪欲に農業知識を求めたかという点について、事例を挙げてみたい。一八八三年五月に『大日本農会鹿児島支会大集会日誌』なる小冊子が刊行された。鹿児島県農談会が、大日本農会の正式な認可を受けて、支会として再出発した記念すべき第一回目の集会の議事録をまとめたものである。当時の農談会の雰囲気濃厚に伝えているので、いくつか引用してみたい。

集会冒頭近くで、出席者平山武知は、農業発達を凶らねばならない理由を述べている。「今日我国は太平と云へきか。敵を四方に受け攻撃を受くるにあらずや」と勇ましく切出した後、さらに議論を続ける。

「敵の攻撃」というのは、「最も不経済なる戦争」の意ではなく、「農商工の戦争」であり、その激しさは「日に倍々盛なるにあらずや。此戦争に敗北せずして必ず勝たざるべからず」。そして、「農業と云ふ兵隊を盛にせざるべからず」という檄を飛ばすのであった。第一次産業が基幹産業であった時期の、第一次産品生産者の意気込みが感じられる演説である。

そのあと、具体的な農事改良法の話へと議事は進行するが、なかには、種々突飛な意見を言いだす人も出る。

寺師元吉「暗夜と月の夜に刈りたる米の収穫を今年経験せり。暗夜に刈りたるは現に一反歩に付一斗五升一合九勺の増獲ありたり。」

これには、さすがに、議論は沸騰する。

満木清雄「夜分に刈りしや。」

寺師「然り。」

満木「同等の地面なるや。」

寺師「然り。」

注目すべきなのは、収穫の夜に月が出ているか否かで、収穫量が変わるといった珍妙な説もまた、「別に資金を要するか、別に労力を費やす事なれば強て勸奨も致しがたきことなれとも、暗夜に稲を刈るは此の如き労費を要せずして収穫を増加することなれば有志者には奨励して尚実験致させ度事なり」（山下常蔵）との発言で締めくくられる雰囲気があったことである。これを農談会の「熱狂」といわずになんといおうか。

続く議論が、水撰法だというのもまた興味深い。

丸野壮兵衛「稲の事に付、委く経験せされとも水撰法種々あり。」

浮ふ初も沈むものも皆時しに雀付きて充分の試験出来ず。沈し初は皆生したれとも、浮ひたる初は半分丈生せり。出穂に際し、沈みしもの、稲は一寸も横に傾きたれとも浮みしものは全く傾かず。」

ここで述べられている稲初の水撰法は、一八八二年横井時敬によって塩水撰として確定された後、現在に至るまで利用されている。まさに、明治期に確定された農業技術の本命中の本命である。「暗夜の収穫」と「水撰法」。このように玉石混淆の情報も飛交う場、それこそが明治初期の農談会であったと考えるべきだろう。

また、垂水地方から茶業先進地都城地方に対しての質問を次に取上げよう。

満木清雄「茶の実を撰ぶには二升なり三升なり桶に水を入れ其中に入れ、浮ぶものを去り、沈むものを取り、平面を一尺位深く掘り：高くなる者は取除方宜し。」

中村兼志「茶種を水に入れ、浮ぶを去るは承知せり。播種は何時比なるや。」

満木「何時蒔ても宜し。五月蒔てもよし、梅雨中に生ずるものなり。」

中村「高きものを取除くとは何故なるや。」

満木「高きものを取除されば、茶樹の揃はざるを以てなり。」

中村「其抜き去りたる高きものを移植しても宜きや。」

満木「植ても宜し。」

中村「夏草は取るや否や。」

満木「草は取る方宜し。」

.....

冗長になるので、ここまでとするが、このように具体的なレベルで情報がやりとりされていたことにもまた留意すべきであろう。

さらに、農事改良の現場から、政治活動を要請する発想が生れてくることが既に確認できる。鹿児島では、魚肥、油粕といった肥料も用いられる。しかしながら、一方で同地特有の肥料として、芋焼酎の絞り粕（＝焼酎粕）を用いる。

山下「我県芋焼酎は他県と異なり第一肥料用に農家に作るものなれば其筋へ申立られ、肥料に充分用ゆる様相成りたし。」

中島「当会は法律規則に関する事件を談ずる所にあらざれば、十九番〔注・山下〕談話は別席に於てする方可ならん。焼酎粕を多分に用んには多分に焼酎を造らざるを得ざれば、談話の結局該税則に波及せざるを得ざればなり。」

満木「諸県郡の如き、海辺を隔る所は魚肥に乏く諸物品も高直故十分に培養しがたし。故に芋焼酎の儀、特別に何とか御申立の道なきや。昨年より今年は反別減少し、殊に麦作、粟作等は焼酎粕を多分に用ざるを得ず。」

金肥ではない自家生産肥料としての焼酎粕、その焼酎粕を大量に作るために、焼酎生産を自由におこなえるようにして欲しい。そのため税則改正要求へとつながっていく。自由な立場、自由な発想で、「政治」の局面にまで、議論が進んでいくさまをみてとれるだろう。

以上のように、情報の取捨選択、情報の交換そして、現場から出てきた問題を集約して、政治活動として消化する。これらはまさにのちの系統農会が担うことになった機能に含まれる。

ところかわって、『石川県勸業年報』より石川県下の農談会の様子を繙いてみよう。県下初の農談会は、岸秀実、島田新吉郎の手によつ

て、石川郡に開かれた。しかし、「二三有志者を除くの外、或は本会の本旨を解せざるもの、如くにして、其会を終るまで端座沈黙敢て一語を發せざる者あり。」と惨憺たる状況であった。見かねた県勸業課の職員渡辺謙三郎が、農談会が有益であることを「例を挙げ、証を引き婉曲丁寧之を演説」したところ、「一髪千鈞を挙ぐるの効を奏し、爾來陸統開会の拳を聞くに至」った。そして、「自己の経験実歴の業を本会に談話し以て彼我の知識を交換するを一種の快樂と」なったのだった。実際に、一八八二年だけとつても、一九箇所で二一回の農談会が開かれ、約一五〇名もの動員に成功している。農談会出席者が各自の村に知識を持帰ることを考えた場合、その裾野の広がりは何れないだろう。また、鹿児島と同様、有力な商品作物である茶の生産に関しては、熱心な集談が行われたことが記載されている。

こうした農談会の開催は、鹿児島、石川に限られたことではない。発達程度の差異こそあれ、「熱狂」は全国各地で繰広げられていた。

しかし、問題点もまた明らかであろう。

一つには、情報の正確性を確保する手段がどこにもなかったことである。要するに、情報を検証して、フィードバックする手続が極めて不十分であった。あくまで、情報の取捨選択は、個々の農業者の判断に委ねられていたのである。

さらに、問題であったのは、一点目と関わることでもあるが、農談会を継続して運営し、横のつながりをもって情報の網を広げていき、そして、情報を最下層にまで伝達させることで、はじめて農事改良の成果を挙げられると考えられるが、その制度的、組織的裏付けがなかったのであった。

3 農業技術の革新

一方、玉石混淆の農業技術を取捨選択し、正確な農業技術として確定していく事業も、農談会とは異なる場所で並行して行われていた。のちに「明治農法」の体系として、まとめられていくそれらの技術について触れたい。

農会が組織された後に、農事改良策として末端にまで指導された例として、例えば、一八九七年頃より千葉県農会で、「塩水撰」「短冊苗代」「正条植」が三要項として取上げられたことが著名である。しかし、このような個々の技術を断片として伝えることが農事改良であり、明治農法であったと考えるならば、大事を見誤る。

「明治農法」は、そのような個々の技術開発の単なる複合ではなく、技術体系そのものの革新と考えるべきである。近世以来の湿田を中心とする稲作技術体系から、乾田を中心とする稲作技術体系への更新、それこそが「明治農法」であったと考えられる。ここで、すぐさま釈明せねばならないのは、乾田の普及には地域的差異があったことであり、西日本を中心に乾田・牛馬・二毛作に代表される稲作技術が近世期以前より存在していたことである。また、戦後期に至るまで湿田は少なからず存在したことも付言せねばならないだろう。しかし、重要なのは、農業経営者が目ざすべき、「本来あるべき農業技術像」を提示したことこそが、明治農法の大きな役割であったことである。目ざすべき理想像と各村の稲栽培を比較することによってこそ、農業経営者が自らの栽培法を再検討することができたのであった。

そもそも常時湿田状態を維持し、イネの単作（一年一作物）・連作（連年稲栽培）を軸とする従来の農法（二圃式連作農業）は必ずしも技術レベルの低さを意味するものではなかった。日本の風土を利用し

つつ、小経営、小労力の下での集約的な耕作を可能とする、という意味において、体系として完成されているものであった。

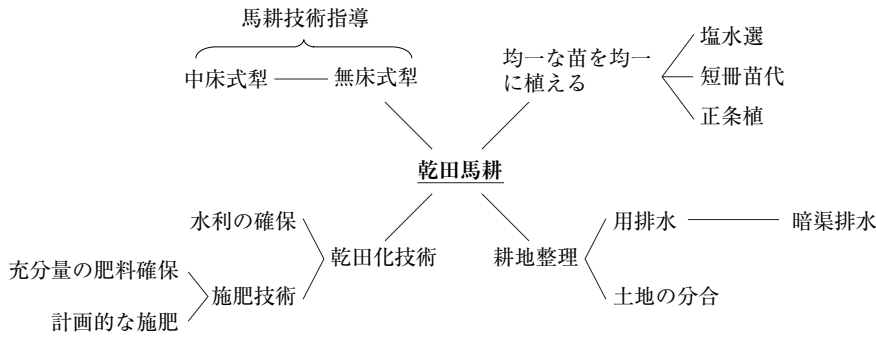
日本列島での多い年間降水量は、地下水あるいは川となり、山間部・森林の腐植土地帯を流れるうちに、多くの有機肥料分を含んで、やがて水田に入る。そこで湛水されることにより、土を還元状態にし、酸性土壌を中性化し有機物の分解を抑制して窒素の流失を防いで地力を維持する。また冬場も湿田にしておくことにより、春になって犁起の労力を著しく軽減する。稲栽培に於て重要な要素は、土地の肥瘦状態に留意すること、水量を十分に確保すること、十分な耕耘を施すことであるが、それらを比較的容易にするのが、従来の農法であった。

たしかに、乾田化は、乾燥による米質向上、収量増加のメリットをもたらす。しかしながら、乾田化というのは湿田中心の技術を全て新技術へと置換していくことでもあり、容易ではなかった。このことが、乾田を中心とする数々の技術的進化を促すこととなる（図一参照）。

まず、乾田への転換がもたらす一番の技術的困難は、冬季の乾燥によって固くなった耕地の耕耘である。人力では難しく、これには牛馬耕が不可欠となった。そして、牛馬耕を導入することになると、今度は犁の使用法を習得せねばなるまい。しかも、抱持立犁に代表される無床式の犁を利用した場合、深耕は可能だが、地中の作土層の下にある耕盤を傷つけるため、中床式の犁を使用し、再度耕盤を固める必要が生じる。はじめから中床式の犁を利用して、耕盤を傷つけぬようにするとしても、いずれにしても、新しい技術に応じた身体の動かし方を習得する必要がある。

また、乾田化というのは、別言すれば水田内の水位を稲の生育状況に応じて、注水、排水を繰り返かえし、水位を上下させることを意味す

図1 明治農法の技術体系



出典：暉峻衆三編『日本の農業150年 1850～2000年』（有斐閣ブックス、2003年）43—47頁より。

る。その分だけ、水利を余分に確保する必要が生じる。そして、水位を下げる際には、水田内の有機物質も流失を免れないのであって、肥料の増投も必要となる。むやみに増投することはロスが大きすぎるので、より計画的な施肥計画が必要となる。金肥の投入もまた必要とな

なって来るであろう。

さらには、牛馬耕や計画的な用排水を実現しようとすれば、今度は耕地整理に取組む必要が出るだろう。多大の資本を投入して、耕地整理に取組む以上、暗渠排水などの技術を同一事業に組み込み、より効果的な排水を実現しようとする動きも出てくる。

未整備の圃場であっても、また整備された圃場にはなおさら、斉一な苗を斉一に田植することが望まれる。「塩水撰」¹⁰「短冊苗代」¹¹そして「正条植」¹²、いずれも収量増加のためには欠かせない技術である。

これらが切り離された個々の技術ではないことが十分に了解されるだろう。同時並行

的に技術革新をすすめることによってこそ、効果が十分に得られる性格の技術であったのだ。

以上述べたような諸知識に効果があると立証され始めるのが、一八八〇年代のことであった。¹³

この時期の全国の乾田と湿田の分布状況の詳細なデータは得られない。しかし、恩田鉄弥は一九〇二年『排水乾田稲作改良法』¹⁴において、湿田が全国水田の六分、乾田が四分にあたると述べている。

乾田牛馬耕ならば近世期から存在した。二毛作も所かり。しかし、より重要なのは、並列的に存在していた乾田と湿田が、科学によって乾田有利と確定され、農業体系が整備されていくことである。技術体系が一元化される上において、旗艦的事例が確定されることの意味は極めて大きいといわねばならないだろう。このように、乾田化をはかるために芋づる式に必要となってくる知識の体系こそが明治農法であったといえるだろう。

4 「熱狂」と技術革新をむすぶもの

知識体系が整備される一方で、地方農談会では知識を求める農業者が活発に活動する。飛び交う情報には、質の高い情報もあれば、一刻も早く伝播を阻止せねばならないものもある。農商務省では、一八八五年より農事巡回教師が設置し、農談会などの機会を捉えて農事に関する質問に応じていたが、¹⁵農政に関わる人々の焦慮はピークに達したであろう。

こういった状況下で、農商務大臣井上馨から農学会に発せられた諮問に対する答申をうけて、一八九〇（明治二三）年農商務省の官制に「農学会に関する事項」と記載され、系統農会育成が国家のなすべき政

策となった。

翌九一年農学会が答申の内容をまとめた『興農論策』¹⁶には、農業振興のための三つの方策が指摘されている。すなわち、「農業教育」の充実、「農事試験場」の設立、「農会の設置」である。これらは、「地方において正確な知識を受入れようとする人的基盤の整備」、「より正確な知識、新知識を獲得するための設備」、「両者をつなぎ、知識を実地に応用するネットワーク」に対応している。

のちに国立農事試験場長となる安藤廣太郎の言葉を借りて、創立時の農事試験場の様子を再現してみよう。九六年に西ヶ原試験場の技手となった当時、「何を目標にして仕事をしていたかといえば栽培法、栽培技術」だったのは、理解し易いところであろう。しかし、「今から言って最もおかしいのは同値試験です。三要素（注：窒素、リン酸、カリウム）のそれぞれ違う肥料を一反歩に三円なら三円と同じ値段で配合する。それで一番効果のあるのはどれかということを試験する」という言葉からは、栽培法、栽培技術というには、あまりにも現実的な研究がなされていたことがわかる。

また、試験場と名乗りつつも当初は農民との交流も盛んだった。西ヶ原試験場は「農民に直接接触をする」ということが業務のひとつだったが、「だんだん地方に試験場ができて来ると、そういう農民との直接の接触は、地方の試験場でやる」ようになった。しかし、講習会などは開き続けた。「だんだんと郡農会や町村の農会ができるようになってからも、技術の知識が充分でないというので、試験場で講習会を何べんも開いた。そして、「試験場の職員も常時講習をするので、それを通して、農民に接するということになった。それで、品種改良とか、肥料、農具とか」を分けて講習することとなった。

しかし、やがて、地方の農事試験場も農商務省からの委託試験などに追われるようになり、農民との関係も九九年以後薄らいできた。一方で試験場自体が部制をとるようになり、種芸、農芸化学、病理、昆虫、煙草の各部に分れ、ことに西ヶ原試験場では、応用を地方試験場に任せて、研究に特化していく事になる。

とはいえ、『興農論策』時点において、すでに各種勸農設備が整っている県も少なくなかった。各勸農設備を系統ごとに腑分けしながら、『新潟県農会史』¹⁹を繙いてみよう。

たとえば、農事試験場系統について。一八七五年六月に新潟樹芸場設置、以後、七七年二月に勸業試験場、同八月には農事試験場と改称される。また、同五月には、同県一四大区小一、二、三区共有の農事試験場が設置され、以後、県は、小区共有農事試験場設立を勧奨した。小区共有農事試験場では、県立農事試験場から配布された稲、麦、野菜などの試作をなし、内外種の損益および土地の適不適の試験などが試験された。さらには、八二年一月には、県立農事試験場の付属施設として、播種場（各郡一ヶ所）を設置することが定められた。

その他、農学校系統について。七七年頃、農事試験場内に農学教場が設置され、八〇年勸農場となったことを嚆矢として、『興農論策』時点でかなりの程度整備されていたことも読み取れる。

これらの黎明期の勸業諸施設が担うべきとされたのは、農産物増産のための農事指導であったのはいうまでもない。なかんずく、米の増産は急務であった。明治農政として出そろってくる農業技術体系の確定と伝播こそが、諸施設設置の理由であり、法制化された系統農会の使命も基本的にはそこにあったといわねばならないであろう。

しかし、その後の勸業施設の事業展開を理解する為には、事業展開

を担った農業技術者の実態の解明が必要不可欠となってくるであろう。次節で論じたい。

第二節 各種農事関連施設への人材投入

1 農業技術者の戦略的配置―東京帝大農学科実科卒業生の進路―

『興農論策』のプラン通り、全国各県に設置された系統農会、農事試験場、農学校。これら諸施設を支えたのは農業技術者であった。ことに、東京帝国大学農科大学農学科実科で育成された技術者の動向は見逃すことができない。表二をご覧いただきたい。この表は、農学科実科の同窓会である講農会が作成した『講農会々則及会員名簿』をもとにしている。『名簿』に記された「勤務先」のうち、農林省や県の技官に就いている者、帝国農会あるいは各県農会にて技術者となった者、各種農事試験場に勤務する者、各種農学校で指導を行う者を抜き出し、整理した。

設立当初の農学科実科卒業生は、出身地に帰り実業者として実地の農業経営にあたることが期待されたが、まもなく、実科は国内最高の農業技術者養成コースとしての意義付けをなされるようになった。実際に、養成された技術者が、内地及び朝鮮の各施設に、非常にバランス良く配置されていることが一目瞭然であろう。『名簿』では技師職、技手職の区別なく記してあるが、さらに詳しく状況を調べてみると、県、県農会、農事試験場に勤務する技術者には技師職につくものが多く、各県の農事指導のトップは、農学科実科卒業生によって、多く占められたといつてよいだろう。

次に、卒業年次に着目したい。就職後の異動もあるので、一概には

いえないが、それでも一定の傾向が見て取れる。表三は各年度の卒業生が、表二中のA、B、C、Dのどの施設に勤務しているのかを、内地の各府県に限ってまとめたものである。Cの農事試験場系統及びDの各種農学校については、一九〇〇年から一九年までの間に、集中的に配備されている傾向があるだろう。

しかし、人材配置の傾向が一転するのが、一九二三年度以降である。一九二三年度卒業生をみると、A一名、B二三名、C一名、D一名となり、二四年度卒業生についても、その数字はA四名、B一名、C四名、D二名となっている。それに比較して、大正一一年度以前の卒業生中の、県農会就職者は突出してはいない。これは明らかに戦略的な人材配置である。二三、二四年度あたりに、最新の農業技術を持った技術者の卵たちを府県農会に集中的に配置する必要が生じたとみべきだろう。

一九二〇年代農政は、従来小作立法をもって特徴付けられてきた。しかし、系統農会は小作対策を主眼とする組織ではない。それゆえ、府県農会への人材の重点的な配置が小作対策を意味しないのは、いうまでもない。小作対策とは別の目標の実現を図って、彼らは配置されたと考える必要があるだろう。ここで想起せねばならないことは、一九二三年という年である。この年は、ひとつには、農業経営審査会が設置された年であり、また、新農会法が施行され、農会の事業目的が「農事指導」から「農業指導」へと切り替えられた年である。「農事指導」で伝える事が想定されている技術体系と「農業指導」によって伝えられるべき技術体系が異なること、そして、新しい技術体系を農業部門に応用するためには、系統農会の指導体制を更新する必要があること、このことこそが、人材の戦略的な配置の原因となったと捉え

表二 東京帝国大学農科大學農学科実科卒業生の勤務先 (1924年11月時点)

	A 農林省 / 県庁	B 帝国農会 / 県農会	C 農事試験場 / 蚕業試験場 畜産試験場 / 種苗場等	D 県立農学校 / 蚕業学校 / 農事講習所等
省庁 / 中央	高山徹 (M34) 渡辺臣治 (M42) 田淵敬治 (M44) 橋英二 (T7) 桃井信正 (T7) 金山巖 (T8) 二宮正義 (T8) 大淵貞栄 (T9) 細野新 (T9) 渡会隆藏 (T9) 酒井正男 (T10) 斎藤贞三 (T10) 土屋修 (T11) 竹山祐太郎 (T11) 稲葉泰三 (T11) 半田久美 (T11) 森種吉 (T11) 調子長太郎 (T12) 田崎忠義 (T12) 鈴木九平 (T12)	岡田温 (M32) 大石茂治郎 (M37) 小林隆平 (T10) 鈴木常藏 (T12)	禹長春 (T8) 手島耕一 (T12) 青木卯 (T13)	
北海道	村山政一 (T5)		望月隆 (M43)	
青森	竹内久藏 (T9)		波多腰武 (T7) 寺沢保房 (T4) 阿部健吉 (T8)	
岩手				
宮城			斎藤周一 (T8)	
秋田	宮川新吉 (M43) 三浦岩治郎 (T9)	渡部安三 (M29) 佐藤賢太郎 (T4) 大四方郎 (T11) 星卯吉 (T13)		
山形			佐藤富士郎 (T2)	関重治 (T2) 中村徳松 (T6) 櫻井源五郎 (T9) 中村輝馬太 (T10)
福島		木村重一郎 (T7) 森実重 (T12)	高木三郎 (M38) 小牧秀雄 (T7)	栢森文彦 (T2) 太田明四郎 (T6)
茨城	萩尾貞藏 (M43) 小池内匠 (T8) 泉茂 (T10)	八木岡新衛門 (M37) 櫻井茂男 (T10)	稲田彰 (T11)	大橋捨藏 (M37) 加瀬淡 (T3)
栃木		福田巖 (T12)		大西古筑 (M36)
群馬	梅村建郎 (M34) 有馬重一 (M39) 多胡覚朗 (M43)	坂和一郎 (T8)	久保貞治郎 (M31) 糠谷密 (T3) 折原左手又 (T5)	本多健次郎 (M45) 木村寅太郎 (T13)

埼玉	林義雄 (M42)	高井二郎 (M31)	関慎之介 (M42)	荘田種平 (M26)
	内田猛晋 (T4) 青山勝一 (T9)	枝吉彦三 (T13)	中森栄一 (T12) 中川正之 (T13)	野村盛久 (M44) 酒井府 (T11)
千葉	宇田川亮 (T6)	山崎時次郎 (M38) 川手良兼 (T10)	斎藤亨 (M37) 宮本喜廣 (T11)	橋本章司 (M38) 高橋脩 (M43)
東京	中西健一 (T5) 松木一郎 (T9) 小林利作 (T10) 田中兼蔵 (T13)	牛込寛次 (M30) 打村洋 (T12)	徳原経助 (T7)	西清蔵 (M41) 武川久四郎 (M42) 萩原時雄 (T8) 河村甲子雄 (T12)
神奈川	矢儀平一 (M39) 小堀英太郎 (M43) 田村喜久男 (T12) 佐藤宏 (T13)	若命定吉 (M27) 吉田源一 (T2)	富樫常治 (M33) 南部増治郎 (M44) 草柳寛三 (T10)	諸井長一郎 (M39) 長谷川英一郎 (M41) 草野徳義 (T11)
新潟	縄田寿一 (T7)	土屋春樹 (T12)	高橋信治 (M45)	西田長次 (M40)
富山		内藤友明 (T6) 井幡繁 (T13)		安藤仙蔵 (M41) 小川熊男 (M44) 榎本泰亮 (T4) 加茂善治 (T5) 石川純一 (T5) 古川三郎 (T8) 古口勇 (T9) 釜田義勝 (T9)
石川	伊東信良 (T11)	齊木与三次 (T13) 石川秀晴 (T13)	春日井八十二 (T6) 高士与三郎 (T13)	
福井		高橋新一 (T12)	蘆田利雄 (T4) 宇野亮造 (T9)	
山梨	志村実 (M34) 奥島孝雄 (M45)	大川明 (T2) 木下秀盛 (T7) 町田忠 (T13)	矢田貞吉 (M27)	横山寿栄 (M43)
長野		宮崎吉則 (T12)	川上桂作 (M41) 高梨亮二郎 (M45) 月原寅市 (T7) 楊邦傑 (T13)	野澤隆 (M38) 堀口宣治 (M43) 中条勇 (M45) 石川忠一 (T3) 岡村盛雄 (T3) 東川均 (T5) 小林文吉 (T5) 笠原鉄雄 (T5) 土屋伝 (T7) 榎本喜九雄 (T9) 埴忠 (T10) 赤羽三田四郎 (T13)
岐阜		戸島寛 (T10) 黒崎克馬 (T13)		幸田耕造 (M34) 橋本隆吉 (M43) 中俣直義 (T2)
静岡	草柳正治 (M30)		谷川利善 (M38) 北川多喜郎 (M43)	望月精太郎 (M33) 浜田讓太郎 (M40) 久保 信次郎 (M40) 笠井芳男 (M40) 多田実 (M44) 榎森千代三郎 (M44) 小山章一 (T5) 中山純一 (T6) 鈴木元助 (T7)

愛知	木下亮(M42) 金子武馬(T9) 高橋達三(T10)	赤松弘(M33) 中村亀久生(T13)	尾崎重夫(T11)	新家積蔵(M43)小寺衛郎(T3) 齋藤博(T10)浅井政男(T11) 森田義光(T9)
三重		梶原善十郎(M32) 井出伊角(T12) 浅沼嘉重(M25)	近藤亀之助(T4)	美濃部繻次郎(M23)高橋隆三(M42)黒川貞治郎(M44) 阿部容三郎(M43)村上明彦(M44)木村増太郎(T8)
滋賀	久保井正太郎(T9)			
京都	田山貢(M38)吉井専三(T3)馬場隆一(T13)	大島国三郎(M32) 大西俊兒(T12)	森下馬助(M31) 安保愛楽(M40)	金子太吉(M45)
大阪	赤田永三郎(M36) 外山觀三(M39)	川崎正一(M37) 村本清(T3)	黒川本蔵(M33) 石川喜三郎(T8)	齋藤齋治(M37) 黒瀬佐野(T5)
兵庫	太田徹(M31) 玉置圭次(T13)	前瀬千俣(M24)	立石恒四郎(M38) 向井正生(T4)	岡田芳穂(M40)
奈良		緒方尚(M34)	青木国治(M32)	
和歌山	阿部武一(T3)			
鳥取			森喜久夫(T11)	大森政重(M37)田華藤平(M42)笹川延三(T6)
島根				小林岩市(M32) 星野守太郎(M43)
岡山	塚本準蔵(M35)	石原治良(T12)	間野二郎(T10)	仁田脇英武(M36)遠藤義助(T2)渡辺誠一(T7)橋本彌太(T10) 楠本源一(M37)西田悦夫(M44)村上雄信(T5)
広島		井納等(T2)		
山口	高橋及清(M44)		蔵富士勝弋(T5)	
徳島		大石永一(T12) 田村幸(T12)		太田知義(M42) 村井貞固(M44)
香川				松岡正樹(T8)
愛媛	繁澤清(T9)	根本通志(T12)	三島敏行(M35) 宮之原健輔(M36)	利根川善次郎(T2)

高知		山岡瀧寿(M28) 中山八郎(T13)	高崎憲治(T3)	
福岡	牛島英喜(M38) 佐村利兵衛(M41)		高木繁雄(M40)	西田豊次郎(M30)小森園清治(M40)金子 巳三郎(M43) 有吉克己(T5)
佐賀	村井勤(T11)	大谷勇(T11)		宮島徳一郎(M45)伊東捨生(T11)松村永一 (T11)
長崎		長谷川源蔵(M29) 新井隆寿(T12)	小林英一(T6)	黒沢亮一(T2)
熊本	桐野新吉(M36)	有川善太郎(M29) 森芳雄(M29)	草階孫作(T8) 佐々木喜四郎(T9) 川島耕一(T11)	宇佐川昌穂(M42) 島中茂登喜(T8)
大分		佐藤朝光(M41) 町田寿(T13)		神田有慶(M38)落合健(T2)佐々木茂(T9) 副島正夫(T10)
宮崎		栗下恵毅(M44) 笹川孝助(T5)	松岡勇吉(T13)	桑畑一平(M40)
鹿児島	有馬道治(T3)	宇都会一(M28) 徳永正俊(M33) 上家晃(T13)		太田惟忠(M35)
沖縄	長谷川直一(M34)			
京畿道	高橋申(T8) 寺岡仙太郎(T13)		久次米邦蔵(M26) 兼安公郎(T13)	斎藤栄(T3)
江原道			貝吹季男(M45)	
忠清北道				
忠清南道	大瀧栄治(T8) 李爽求(T10)			指宿武吉(M23)
全羅北道	斎藤勤(M42) 西次雄(M45)		柏田清市(T11)	
全羅南道	宮本正蔵(M32) 会田重吉(T5)		吉永良一(M44)	

慶尚北道			木村安治郎 (T11)	
慶尚南道			渡辺俊也 (T8)	
平安南道			河野龍三 (T7)	
平安北道			田原進 (M32)	
黄海道	尾崎由馬 (M44) 妹尾与録 (T5) 堀謙三 (T6)		星野徹 (T12)	
咸鏡南道				松村豊吉 (M25)
咸鏡北道	津村哲四郎 (M30)		村田芳彦 (T5)	

出典：講農会『大正拾参年拾壹月調 講農会々則及会員名簿』（『講農会々報』第155号附録）より作成。なお表中括弧は、各卒業生の卒業年度。また、M＝明治、T＝大正を表している。

表三 東京帝国大学農科大学農学科実科卒業生の勤務動向

卒業年度	A	B	C	D
～1899	2	13	4	4
1900～1909	14	7	12	28
1910～1919	15	11	24	53
1920	7	0	2	6
1921	3	3	2	5
1922	2	2	5	5
1923	1	13	1	1
1924	4	11	4	2
合計	48	60	54	104

備考：単位（人）。表二を各卒業年度別に集計した。A、B、C、Dについては表二の項目を参照。

るべきではないだろうか。

2 明治農法の技術体系の性質

「農事指導」で伝えられるべきであった技術、それは既に論じたとおり、パッケージとしての明治農法の技術体系である。従来、明治農法の伝播と結びつけられて語られてきた指導体制は、いわゆる「サーベル農政」である。「サーベル農政」を行わざるを得なかった国家的要請については、ひとまずおくとして、ここではなぜ明治農法は「サーベル農政」によって伝播可能だったのかという問いを立てたい。

先述したとおり、明治農法は取捨選択され確定された諸技術を導入することが根幹をなしていた。たとえば、塩水選を行った方が行わない場合より反収は増し、また短冊苗代を導入した方が労力を減じ、さらには稲の成長度合いを揃える効果が出るのである。すなわち、明治農法の目標自体が米増産という単線的な目標に合致する技術体系となっていたがために、その技術体系を導入することが「善行」、導入を拒むことが即ち「悪行」となる構造を持っていたのである。それゆえ、警察行政を活用しての技術伝播という道筋もまた可能となったのである。

一九〇三年一〇月農商務大臣からの論達として、農事改良必行事項が示された。「米麦種子の塩水選」「麦黒穂の予防」「短冊形共同苗代」「稲苗の正条植」などからなる必行事項は全て増産という目標に對して、単線的な効果を現す項目ばかりである。(労力の増大、各地方の農事慣習の軽視という点を除いて) 導入のデメリットがない以上、これらは一律に導入すべき技術体系となったのである。稲作必行三要素とされた塩水選、短冊苗代、正条植のセットにしても、「必行」と

いうことばでまとめられること自体が、技術の単線的な性格を表しているのではないだろうか。

また、明治農法の諸項目は法令の形を通して、導入が図られることにもその特徴があった。一八九六年三月制定された害虫駆除予防法²¹では、害虫発生時には耕作者に駆除を命じることができ、土地所有者は害虫駆除に関わる管理の立ち入りを拒むことができないことを定められた。そのほかにも、たとえば、長野県では一九〇五年九月稲苗代設置規則²²を制定して、苗代は五人以上共同して同一場所に設置すること(共同苗代)、苗代の床地は幅四尺以内、長さは適宜、間隔は八寸以上にすること(短冊苗代)、さらには苗代の設置者は、設置した苗代の詳細事項を市町村長に届け出ることなどが事細かに定められた。このような例は他県にも枚挙に暇がない。この事例から、個々の農業経営に對する国家の介入を見てとることは容易である。しかし、ここで重点を置きたいのは、明治農法とはそのような方法で導入しうる技術体系だったのだということである。

それゆえ、一九〇〇年から一〇年代にかけての明治農法の伝播過程においては、農事指導の現場(系統農会)での指導はもとより必要であるが、知識をパッケージとして伝える農業教育の現場(農学校)や、知識を取捨選択し確定する科学的試験の現場(農事試験場)が重視され、人材が平均的に配分されたのではないだろうか。²³

3 「経営指導」の時代——一九二〇年代の技術指導——

次に考える必要があるのは、農会の事業目的が「農業改良」へと変化したことの意味及び同時期に新進の農業技術者が府県農会へと集中されることになったことの意味についてであろう。一九二〇年代初頭

を期として具体的に伝えられるべき農業技術がどのように変化したのかをみる。

次に挙げた表四は広島県農会が行った事業のうち、一九〇〇年以降のものについて、一覧表にまとめたものである。まず、〇〇年代に開始された事業についてみる。耕地整理、苗代関連の改良事業、採種田設置、害虫駆除といった明治農法の主力となる諸技術の導入が図られていることが理解されよう。なかでも、資力及び村内の合意が必要となる大規模な事業である耕地整理事業については、二〇年代まで息長く取り組まれていることが読み取れるだろう。また、表中では一九〇〇年以降となっているが、一八九六年の県農会事業開始以降ほぼ一貫して取り組まれているのが、農事講習及び農事功労者表彰事業である。明治農法の技術体系を講習という形で伝播していくことが図られたと評価していいだろう。まとめるならば、〇〇年代は、おおむね「生産」改善の時代であったといえる。

次に一〇年代についてみる。目につくのは、産米改良や俵装改良といった商品としての米の価値を上げる取り組みである。また、一〇年代の最後には販売斡旋や共同購入斡旋の取り組みがはじまっており、全般として、「流通」過程に着目した改良策が打ち出されていることがわかるだろう。その他にも、麦多収や裏作関連について取り組まれており、米に限らない収穫増大が目指されている。また、全国で実施された農家経済調査もこの時期に行われた事業である。しかしながら、前後の年代と比較した場合、単年度事業や二、三年度で打ち切られる事業が多く、県農会事業は迷走の状態にあったともいえるよう。

事業内容にドラスティックな変化が訪れるのが、二〇年代である。〇〇年代が「生産」改善、一〇年代が「流通」改善であるとするなら

ば、二〇年代を特徴付けるキー・ワードはまぎれもなく「経営」であろう。二〇年には町村農会経営指導、二二年町村農会経営研究会が行われる。そして、二四年にスタートした農会経営研究会及び農業経営改善指導は、その後連年にわたって、事業に取り上げられていくことになる。また、県農会事業開始以来、一貫して取り組まれてきた（一般農民に対する）農事講習及び講話が、二三年をもって、打ち切られることにも注目したい。それに代わるかのように、二四年から開始されるのは青年及び婦人に対する講習なのである。また、二五年には家政女学校の運営もはじまっている。そのほかにも、一〇年代から散発的に行われてきた販売斡旋についても、連年度事業として、取り上げられるようになってきている。²⁴

4 農業経営改善の技術体系の特質

それでは、二〇年代を特徴付ける農業経営改善とはいかなる技術体系の伝播を目的としているのだろうか。雑誌『農政研究』では二五年一〇月農業経営改善に関する特集号を組んでいる。同号には、『農政研究』主幹古瀬伝蔵をはじめとして、山崎延吉（元帝国農会幹事）、岡田温（帝国農会幹事）、表一にも名前が挙がっている浅沼嘉重（滋賀県農会技師）など第一線で活動する農業技術者や、清水及衛や中込茂作といった篤農家が執筆している。

同号から読み取れるのは、農業経営改善とは、農山漁村民が、より少ない労力で、よりよい収入を得、よりよい暮らしを送ることこそが、農政の為すべき課題であると位置づけることが出発点となっている。換言すると「農業経営」と「農家の生活」を指導することが最重要であるという発想である。これは、すなわち、個々の農家・農民の生活

表四 広島県農会事業一覧 (1900年から31年まで)

	1900	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
農事功労者表彰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																									
農事講習 (及び講話)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
山林植樹奨励	○																																		
農事調査	○	○	○	○	○	○																													
種苗 (・農具) の配布	○								○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
耕地整理 (助成)																																			
苗代及立毛品評会褒賞授与																																			
町村是調査			○																																
採種田設置奨励								○	○																										
稲苗代拔穂品評会賞与費							○																												
共同苗代								○																											
貯殺害虫駆除								○	○	○	○																								
緑肥 (栽培) 奨励								○	○	○	○																								
農産物品評会							○																												
紫雲英採種田設置奨励								○		○																									
俵装改良講習								○																											
産米改良								○																											
生産調査								○																											
深耕関連									○																										
園芸品評会									○																										
模範採種田設置奨励									○																										
糶干下敷奨励									○																										
堆肥品評会 (奨励)									○	○																									
農家経済調査									○	○																									
麦作改良関連									○	○																									
稲作多収法奨励									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

深耕伝習 (奨励)	1900	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
町村農会長大会																○	○																				
改良型型懸賞募集																○																					
物産共進会休憩所設置																○																					
郡 (町村) 農会表彰																○	○	○	○																		
農事大会開催																○	○																				
裏作競進会																○																					
共同購入販売輪旋																																					
副業調査及び伝習																																					
麦作共進会奨励																																					
埋草製造奨励																																					
苗代改良奨励																																					
肥料配合改良奨励																																					
米麦多収奨励 (共進会)																																					
採種組合其他共同事業奨励																																					
自給肥料の改良増殖																																					
町村農会懇談会																																					
農具調査																																					
農事資料展覧会																																					
部落農区奨励																																					
養鶏集卵奨励																																					
下級農会事業奨励																																					
印刷物配布																																					
農業経済調査																																					
町村農会経営指導																																					
裏作改良奨励																																					
優良町村農会篤農家等表彰																																					

販売仲介斡旋関連	1900	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
ザートウイッケン採種圃関連																						○	○	○	○	○	○					
動力利用農具講習会																						○										
粃米耐久力調査																						○										
共同作業（組合）奨励																						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農事懇談会開催																						○										
家庭工芸品展覧会出品																						○										
町村農会経営研究会																						○										
町村農会常務員講習会																						○										
部落農区懇談会																							○									
農会経営研究会																							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農業経営改善指導																							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農村振興宣伝																							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農会職員講習会																							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(婦人及) 青年講習講話会																							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
米生産費調査																							○									
農業倉庫に関する調査																							○									
家政女学校開設																																
販売（購入）斡旋																																
農事調査																																
郡市農会役員協議会																																
農産物配給改善施設																																
共同購入奨励																																
模範農業経営者選奨会																																

備考：広島県農会『広島県農会史』（1931年）136頁—140頁「本会の主なる事業」より作成。煩雑さを避ける為、似た内容の事業については項目をまとめ、一部表記に手を加えている。

水準と経営水準が農政のターゲットに捉えられ始めた画期性を示している。

技術的特質からいえば、明治農法が増産という目標に向かう単線的な技術体系だとすると、農業経営改善指導は、農家経営の「バランス」を重視する技術体系だといえる。岡田温が手際よく解説しているので引用する。「従来の農事改良は、稲作改良、養蚕改良、果樹蔬菜改良、畜産改良と一つ々々を、別々に観察して、分解的に改良を行うこととあるが、経営の改善は、全部を総合し、一つの組織として観察し、各部関連の改良法を講ずる」ことが目的となる。

いたずらに「経営改善」を、「多角化」と「共同化」と捉えることに對しても、岡田は警鐘を鳴らす。「学問的には、組織を複雑にするが、利益増進の、一方法とは言ひ得るが、実際に於ては、何処でも彼処でも、無条件で組織を複雑にさへすれば利益が増進するといふ訳のものではない。たとえば、「平地と山間との接続地帯」や「二毛作田と畑の混在する地方」さらには「小規模経営」においては、「組織を複雑にするが利益」であるが、「稍大規模になると、組織を複雑にする」ことの却つて不利益となる場合が少なくない」、なぜならば、「大規模ならば単純な組織でも、労力の分配を宜しくする事が出来るからである」。

以上のような見解は岡田だけに見られるものではない。たとえば、清水及衛もまた「指導奨励に至りては余りに分業化し部分的に単純化し、一事業より見るときは相当進歩せるもの、如きも之を一農家が各種総合せる経営より見るときは、一事業の利得にのみ没頭し、総体的利得に迂遠のもの多し」と述べている。さらに、「之れが改善を謀るは多岐多様に亘る故頗る困難」であるという感想を記している。

国家が個別の農家の経営技術に介入していくことを、困難ながらも決意したこと、それこそが二〇年代に入り、「経営改善」がキーワードとして浮上してくる背景といえるだろう。

また、一軒一軒の農家を訪ね歩くようなきめ細かい指導を行う必要があるために、全国に系統農会を拠点とした農業技術者網を張り巡らせる必要が生じた。²⁶

表二、表三から検討したのは、東京帝大農学部農学科実科卒業生の動向であるが、各府県の農業技術者の動向についても少し触れる。全国的な傾向として、実科卒業生は各府県の農業技師となつて、県農業指導行政のトップにつくことが多いことを既に指摘したが、その下の府県あるいは郡農会の農業技手層には、各府県農学校の卒業生が就くことが多かった。たとえば、富山県においては、県農会技師には徳永正俊（実科を一八九〇年卒業）が就き、県農会技手には県立農学校を卒業した横本堅太郎及び中川滋治が就いており、県内各郡に派遣された技術者中にも、川辺弥三郎（上新川郡農会駐在技手）、桜木保久（射水郡農会駐在技手）、堀井信正（西礪波郡農家駐在技手）といった県立農学校出身者が多数存在する。また、そのほかの事例としても、長妻宏至氏は、千葉県において、県内茂原農学校の卒業生が、県農業指導行政を牛耳っている事実を指摘している。²⁷

農業経営改善とは、技術者がきめ細かく指導することによつてのみ達成される目標であり、そういった性格の経営技術体系であつたのだと結論づけられよう。

また、農業経営改善事業の推進的役割を果たしたのは経営主任者協議会であり、帝国農会は毎年全国道府県農会の主任者協議会を招集し、地方における事業の進展状況を聴取し、指導方針を指示していくこと

になる。²⁸

おわりに

以上、個別の農業経営、農家生活の改善をターゲットとする農政指向が一九二〇年代から見られ、新しい技術体系の伝播に必要な人材が集中的に配備されていく様子をみた。このことは、明らかに農政指向の切り替えを表している。

はじめに記したように、小作問題対策と農業経営改善は、両者が揃ってはじめて効果を奏する事業であると考えられる。前者の分析に重点を置きすぎてきた従来の「石黒農政」研究は、再考する必要があるのではないだろうか。

- 1 庄司俊作『近現代日本の農村―農政の原点をさぐる―』（吉川弘文館、二〇〇三年）一一〇頁。
- 2 小平権一『石黒忠篤』（時事通信社、一九六二年）。
- 3 石橋幸雄述『大正、昭和年代における農会の営農改善指導の概要』（農業改良局営農改善課、一九五一年）。
- 4 前掲『石黒忠篤』には、「岡田はこの事業のために後半生を捧げたといってもいい」と記されている。
- 5 帝国農会史稿編纂会編『帝国農会史稿』記述編（農民教育協会、一九七二年）四〇〇頁。
- 6 系統農会法制化の具体的経過については勝部真人『明治農政と技術革新』（吉川弘文館、二〇〇二年）に詳しい。
- 7 大日本農会鹿兒島支会編『大日本農会鹿兒島支会大集会日誌』

（一八八三年）。

- 8 明治農法についての記述は以下の文献を参照した。加用信文『日本農法論』（御茶の水書房、一九七二年）、須々田黎吉「明治農法の形成過程―山形県庄内地方の稲作改良―」及び飯沼二郎「近代日本における農業革命」（農法研究会編『農法展開の論理』お茶の水書房、一九七五年）、嵐嘉一『犁耕の発達史』（農山漁村文化協会、一九七七年）、岡光夫「耕地改良と乾田牛馬耕―明治農法の前提―」（『農業・農産加工』（講座・日本技術の社会史）第一巻、日本評論社、一九八三年）、暉峻衆三編『日本の農業一五〇年 一八五〇～二〇〇〇年』（有斐閣ブックス、二〇〇三年）。

- 9 たとえば、大倉永常の後述をまとめた「門田の栄」の例を挙げられるだろう。この書は、撰津、三河、下総、九州出身の四人の男が旅先で出会ったという設定の元、彼らが各々の郷里の農事について話し合うという形態をとっている。撰津、下総では冬には、田から水を落とし、場合によっては、裏作として麦をつくっているが、三河では「注：裏作によって」少々の金を設けんより、冬田には水を張れ」という先祖からの教えを守って、稲作を営んでいることが記されている。

- 10 一八八二年横井時敬創案。
- 11 酒匂常明『米作新論』一八八二年。
- 12 一八八七年前後。地方老農により提唱。
- 13 手打明敏『近代日本における農民の教育と学習』（二〇〇二年、日本図書センター）。
- 14 一九〇二年、博文館。
- 15 設置当時の農事巡回教師の実情については、日本農業研究所編

- 16 『安藤広太郎回顧録』（農山漁村文化協会、一九六八年）に詳しい。
 森要太郎編『興農論策』（農学会、一八九一年）。
 17 前掲『安藤広太郎回顧録』。
 18 一八九八年には船津伝次平技手の死去を受けて、後任技師となる。
 19 小林平左工門著『新潟県農会史』。
 20 一九二二年農会法（新農会法）制定の意図については、拙稿「大
 正一一年農会法改正と郡制廃止」（『史学雑誌』一一三卷一〇号、
 二〇〇四年）を参照。
 21 一八九六年一〇月一六日法律第一七号。
 22 一九〇五年九月五日長野県令第三〇号
 23 もとより、当該期の農業技術者たちが農業経営の現場に対して、
 きめ細かな指導を行った事実を否定しているわけではない。たと
 えば、「大石齋治先生伝記」（農同会、一九五三年）を見れば、一
 九〇八年富山県氷見郡農会技手に任じられた大石がその後約一〇
 年間にわたって、氷見郡の農業適正に応じた非常にきめ細やかな
 肥料改良事業を遂行したことが明らかとなる。
 24 販売斡旋事業については、拙稿「帝国農会の政治社会史的研究」
 （『史学雑誌』一一五卷八号、二〇〇六年）を参照のこと。中央で
 定められた方針に従って、広島県農会でも販売斡旋事業に積極的
 に取り組み始めていると評価できよう。
 25 『農政研究』第四卷、第十号「農業経営改善号」（一九二五年一〇
 月）。
 26 系統農会技術員網が整備されていく実態については、玉真之介
 『主産地形成と農業団体』（農山漁村文化協会、一九九六年）参照。
 27 長妻宏至「明治期千葉県茂原農学校の性格」（千葉県郷土史研究
 28 連絡協議会『房総の郷土史』第八号、一九八〇年）。
 前掲『帝国農会史稿』記述編、六二六頁。